

## 【別紙】

## 被扶養者認定提出書類一覧表

提出書類	同居していなくてもよい人								同居を条件とする人	注意事項	書類申請先
	配偶者	18歳以上の子	18歳未満の子	父母	祖父母	18歳以上の孫・兄弟姉妹	18歳未満の孫・兄弟姉妹	義父母			
被扶養者更新届	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	現在扶養認定されている方のみ印字されていますので、氏名ふりがな生年月日の確認と現在の収入状況の記入をお願いします。	
住民票謄本	△	△	△	◎	◎	◎	◎	◎	◎	戸籍謄本は不可とします。 別居している場合はそれぞれの住民票謄本を添付してください。	市町村
所得証明書	◎	◎*		◎	◎	◎*		◎	◎	非課税証明書は不可とします。また令和5年中の所得を申告していない場合は必ず申告し、提出してください。令和6年6月以降、扶養認定の届を提出された方で、令和6年度分(令和5年中の収入)の所得証明書を提出されている場合は提出の必要はありません。 *学生で短期アルバイトの方は添付不要です。	市町村
学生の場合(高校生を除く)	○	○		○	○	○		○	○	学生であってもパートアルバイト収入がある場合は収入金額の証明できる明細書(写)を必ず添付してください。	就学先
パートアルバイトをしている場合	○	○	○	○	○	○	○	○	○		勤務先
年金の受給がある場合	○	○		○	○	○		○	○	受給されているすべての年金(老齢基礎・老齢厚生・遺族・障害・企業・基金・個人・恩給等)の通知書(写)が必要となります。	年金事務所
自営業・農業収入がある場合	○	○		○	○	○		○	○	令和5年分の確定申告をした際の控え(写)が必要となります。	
別居の場合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	手渡しでの送金は不可とします。 (子供が進学の場合は除く)	

◎印：必ず提出

○印：該当する場合のみ提出

△印：健保組合が必要と判断した場合提出

※ 各証明書は発行から3ヶ月以内のものに限ります。

## 原則として次のような場合は被扶養者として認められません。

- ・ 失業給付金、傷病手当金、出産手当金、労災給付金 等を日額3,612円以上で受給している場合
- ・ 年間収入または見込み額が130万円以上(60歳以上の人が及び年金受給者は180万円以上)ある場合
- ・ 昨年度年間収入が上記範囲内であっても、就職・退職・給与体系の変更などがあって、毎月の平均収入額が108,333円以上(60歳以上及び年金受給者は150,000円以上)の場合
- ・ 収入額が上記範囲内であっても、被保険者の収入額の半分以上である場合
- ・ 被保険者と被扶養者の間に生計維持関係がないと健保組合が判断した場合

提出書類だけで確認ができない場合は、別途追加書類の提出をお願いすることがあります。ご協力をお願いいたします。